

工事内訳書の不備等により入札を無効とする場合について

西都市財政課

入札に際して提出を求めている工事内訳書（以下「内訳書」という。）の確認を厳正かつ効率的に実施するため、令和 8 年 4 月より下記の取扱いをすることにしましたので留意願います。

なお、この取扱いは入札公告又は指名通知を行う全ての工事について対象とし、下記の趣旨については、入札説明書、指名通知書に添付するので、必ず確認願います。

記

- 1 入札参加者から提出された内訳書は、開札後から落札者決定までの間に審査するものとし、その審査は、別表に掲げる内容について行うものとする。
- 2 内訳書の審査は、落札候補者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 3 項に規定する契約の相手方となり得る者をいう。以下同じ。)に限って行うものとする。
- 3 審査した結果、内訳書が別表備考の欄に規定する場合に該当するときは、当該落札候補者の入札を無効として取り扱うものとする。
- 4 落札候補者の入札が無効となった場合は、新たな落札候補者について、1 の規定による審査を行うものとする。

別表

類型	番号	内 容	備 考
1.未提出であると認められる場合	1	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	(1) 内訳書が全く提出されていない場合 (2) 内訳書が数枚にわたる場合等で、その全てが提出されていない又は一部が欠落している場合
	2	内訳書とは無関係な書類である場合	提出された書類が内訳書以外の書類等の場合(例：領収書、会社概要など)
	3	他の工事の内訳書である場合	提出された内訳書が別工事の場合
	4	白紙である場合	提出された内訳書が白紙の場合
	5	内訳書が特定できない場合	複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
	6	内訳書に押印が欠けている場合	提出された内訳書に押印がない場合。ただし、電子入札システムにより提出されている場合は除く。
2.記載すべき事項が欠けている又は不備がある場合	1	内訳書の重要な項目(商号又は名称、工事名、内訳項目、金額等)の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	内訳書の商号又は名称、工事名、内訳項目、金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判別できない場合
	2	発注者名に誤りがある場合	内訳書の発注者名が入札書と著しく異なる場合。ただし、軽微な誤字、脱字があると執行者が認める場合は除く。
	3	工事名に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	内訳書の工事名が他工事名を記載する等、入札書と著しく異なる場合。ただし、軽微な誤字、脱字があると執行者が認める場合は除く。
	4	提出業者の住所、商号又は名称等に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	内訳書の住所、商号又は名称等が入札書と著しく異なる場合。ただし、軽微な誤字、脱字があると執行者が認める場合は除く。
	5	内訳書の合計金額と入札金額が一致しない場合	内訳書の中に計算間違いがある場合。ただし、合計の不一致が軽微な端数処理程度の場合は除く
3.その他未提出又は不備がある場合	1	内訳書が電子データの場合で破損等の理由により内容が確認できない場合	内訳書のファイルが壊れていて確認できない場合(理由のいかんにかかわらず、再提出を入札参加者に求めたが、市の指定期日までに提出がない場合を含む。)